特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、 併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

l 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務						
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会						
③システムの名称	1.子ども・子育て支援システム 2.団体内統合宛名システム 3.宛名管理システム 4.中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
子ども・子育てファイル							

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)

- ·第9条第1項
- ・別表127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	ための		に関する	E個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別する 法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令 19号)第2条
②法令上の根拠	(第2条 なし	€の表における	情報提供	の根拠)
	(第2条 155のI	その表における 項	情報照会	の根拠)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部 こども育成課
②所属長の役職名	こども育成課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 こども未来部 こども育成課 072-939-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市 こども未来部 こども育成課
072-939-1111

9. 規則第9条第2項の適	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか]	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムをご	通じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	•			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠			、一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からの的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	現目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的タ システムを通じて不正な い、滅失・毀損リスクへの	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務に必要のない情報を入手	することがないよう、申	、目的外の入手が行われることはない。その上で 請書様式において、手続きに必要な項目のみ記。 5リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5.評価実施期間における担当				
平成28年6月30日	部署 ①部署 I 関連情報	健康福祉部 こども育成室 保育幼稚園課	こども・健康部 保育幼稚園課	事後	
平成28年6月30日	7.特定個人情報·訂正·利用 停止請求 請求先	健康福祉部 こども育成室 保育幼稚園課	こども・健康部 保育幼稚園課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 こども育成室 保育幼稚園課	こども・健康部 保育幼稚園課	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名	保育幼稚園課長 白江 和弘	保育幼稚園課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	<新規>	項目を追加	事後	
令和1年10月1日	②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) に基づく子どものための教育・保育給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関 する事務	子ども・子育で支援法(平成24年法律第65号) に基づく子どものための教育・保育給付若しく は子育てのための施設等利用給付の支給又は 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①部署	こども・健康部 保育幼稚園課	こども未来部 保育幼稚園課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報·訂正·利用 停止請求 請求先	こども・健康部 保育幼稚園課	こども未来部 保育幼稚園課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	こども・健康部 保育幼稚園課	こども未来部 保育幼稚園課	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	I関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・別表127の項	事後	
令和6年9月9日	I関連情報 4.情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 法令上	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条	事後	
	の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 116の項	(第2条の表における情報提供の根拠)なし (第2条の表における情報照会の根拠)		
令和6年9月9日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①部署	こども未来部 保育幼稚園課	155の項 こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 7.特定個人情報·訂正·利用 停止請求 請求先	こども未来部 保育幼稚園課	こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	こども未来部 保育幼稚園課	こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策	(様式変更のため新規追加)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき個人情報を入手す るため、目的外の入手が行われることはない。 その上で、事務に必要のない情報を入手するこ とがないよう、申請書様式において、手続きに 必要な項目のみ記入するよう案内しているた め、目的外の入手が行われるリスクへの対策 は「十分である」と考えられる。	事後	